

「特定技能(介護)」人材受入のご案内

「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」
及び「日本語能力判定テスト」の合格者の獲得と受入について

一般社団法人 海外人材雇用支援機構

EPA(経済連携協定)
インドネシア・フィリピン・ベトナム

在留資格「介護」
(H.29.9/1～)

技能実習
(H.29.11/1～)

特定技能1号
(H.31.4/1～)

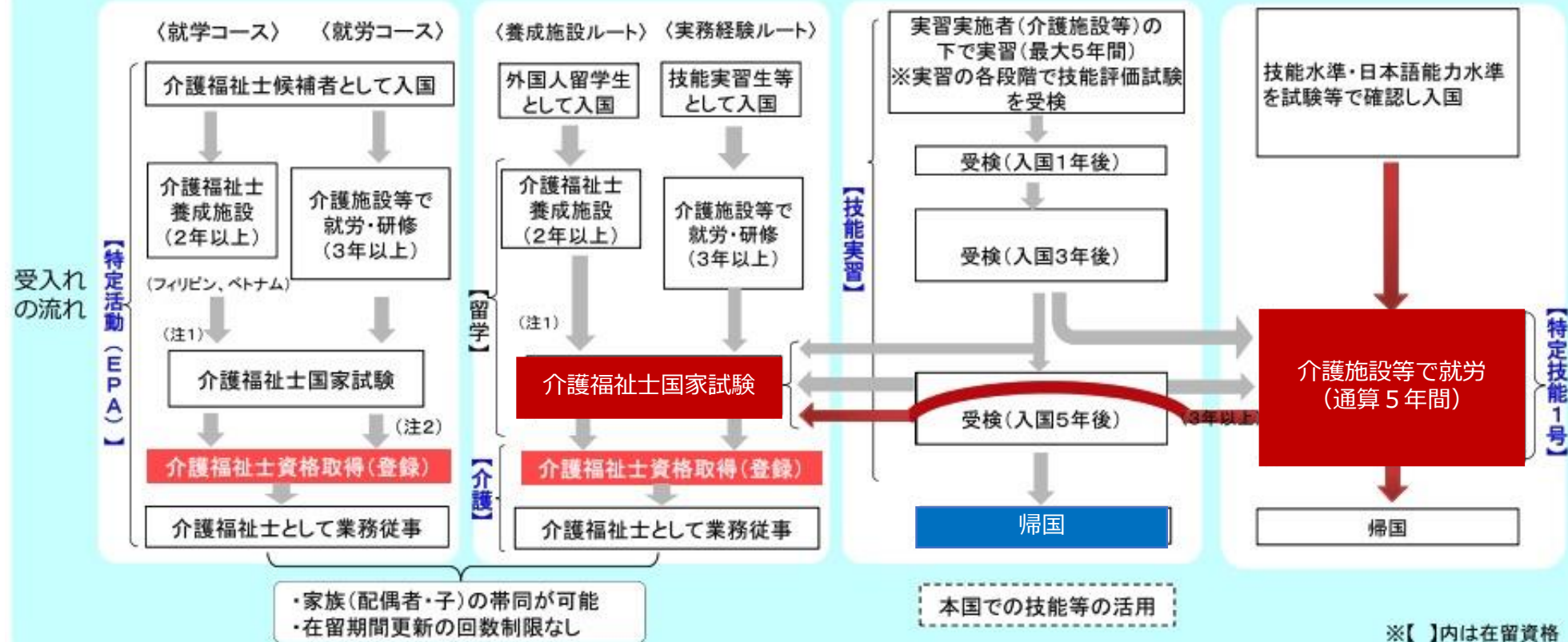
制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門
性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

- ・即戦力として就労可能で、「ある程度の技能」と「ある程度の日本語力」を持った外国人労働者

<特徴>

- ・雇用条件・待遇は日本人同等レベル
- ・通算5年間の就労が可能（※訪問系サービスは対象外）
- ・受入人数は、事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とします。
- ・勤務3年後、介護福祉士国家試験に合格すると、在留資格「介護」に移行し、無期限で更新可能
- ・同一業界内での転職が可能
- ・母国への帰国が可能
- ・支援計画を作成し、安全な受入を行う義務がある。
※登録支援機関に委託が可能



キャリアステップを支援することで、
定着を促進し、幹部社員として活用できます。

<受入対象者>

(1) 介護技能検定及び日本語評価試験合格者

- ・介護技能評価試験
- ・日本語試験（JFT-BASIC, 日本語能力試験N4以上）
- ・介護日本語評価試験

(2) 試験免除者

- ・介護分野の第2号技能実習を修了した
- ・大学や専門学校など「介護福祉士養成施設」を修了した
- ・4年間EPA介護福祉士候補者で介護福祉士国家試験不合格者

<介護技能検定実施国>

日本、タイ、ミャンマー、インドネシア、フィリピン、カンボジア、
ネパール、モンゴル、インド、ウズベキスタン、スリランカ
(2022年9月末時点)



定着率が高いミャンマー、インドネシアを
強化対象国として受入を支援します。

「特定技能」人材の「採用」と「キャリアステップ」の両面でサポート可能です。

1. 長齢者を大切にする国民性

- ・ 来世のために「徳」を積む宗教観・国民性を持つ「家族思い」の人材

2. 通年勤務、限定勤務のどちらも対応可能

- ・ 5年間継続して勤務することも、一時帰国することも可能
（例） 6ヶ月/年の勤務 = 10年間雇用が可能

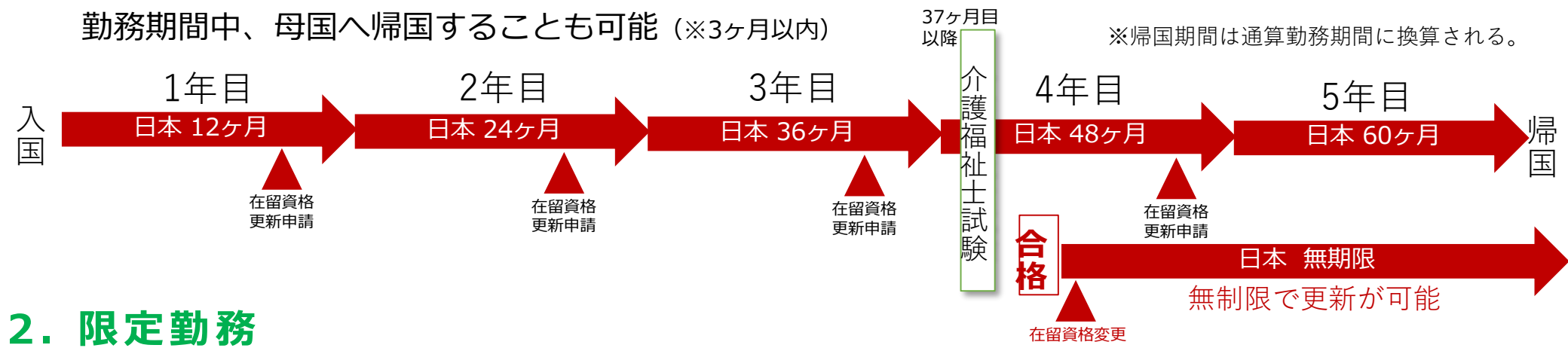
3. 在留資格審査が1ヶ月程度

- ・ 資格要件が明確なので在留資格の審査が早い

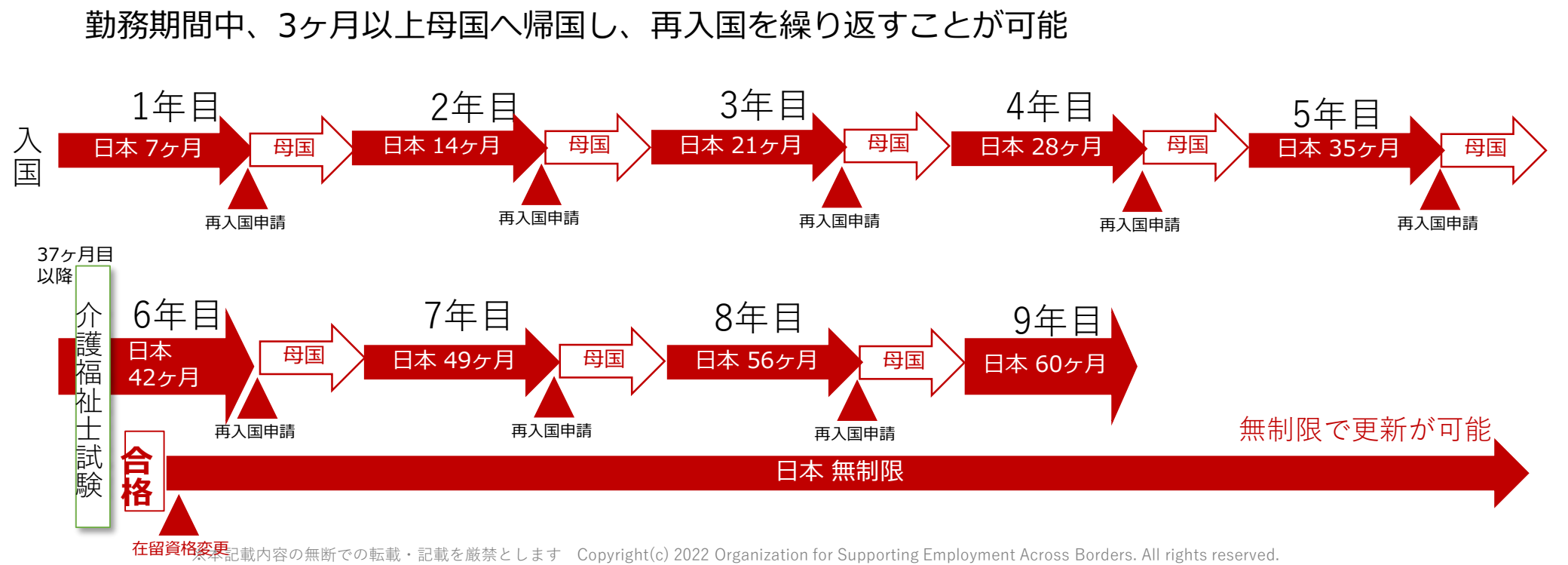
4. 在留資格「介護」への切り替えで定住も可能

- ・ 3年以上勤務後、介護福祉士資格試験に合格すると、
介護福祉士として家族の呼び寄せ、在留期間の更新が無制限になる。

1. 通年勤務



2. 限定勤務



1. 技能実習生よりもコストが低い

- ・ トータルコストで技能実習生を受け入れるよりも費用が低くなります。

※次ページ参照

2. 事前に日本語能力を確認できる選考

- ・ 貴社の雇用条件を理解し、日本語による自己紹介ビデオで事前に選考。
- ・ 面接は通常と同様、オンラインで通訳を入れた厳選な選考を行います。

3. 外国人社員が全て対応します

- ・ 入国後の手続や対応、職場でのコミュニケーションの相違や文化の違いによるトラブルは全て同国の外国人社員が対応します。



技能実習とコストの違い

通年勤務の場合

技能実習			特定技能（SEAB）		
	月額	年額		月額	年額
監理団体 管理費	¥30,000	¥360,000	登録支援費	¥19,800	¥237,600
送出機関 管理費	¥10,000	¥120,000			
給与 8時間/日、週休2日	¥170,000	¥2,040,000	給与 8時間/日、週休2日	¥180,000	¥2,160,000
社会保険料	¥17,000	¥204,000	社会保険料	¥18,000円	¥216,000
在留資格更新 手数料・取次料		¥50,000	在留資格更新 手数料・取次料		¥150,000
帰国渡航費積立金		¥20,000			
技能検定料		¥20,000			
1人当たりコスト	¥227,000	¥2,724,000	1人当たりコスト	¥217,800	¥2,613,600

特定技能が 1 人当たり年間約11万円コストダウンになります

技能実習とコストの違い

8ヶ月勤務の場合（例：12月～3月に帰国）

技能実習（帰国不可）			特定技能（8ヶ月勤務）		
項目	月額	年額	項目	月額	年額
監理団体の管理費	¥30,000	¥360,000	登録支援費	¥19,800	¥158,400
送出機関の管理費	¥10,000	¥120,000			
給与（地域最低賃金） 8時間/日、週休2日	¥170,000	¥2,040,000	給与（日本人と同等） 8時間/日、週休2日	¥180,000	¥1,440,000
社会保険料	¥17,000	¥204,000	社会保険料	¥18,000円	¥144,000
在留資格更新 手数料・取次料		¥50,000	在留資格更新 手数料・取次料		¥150,000
帰国渡航費積立金		¥20,000	帰国航空券		¥100,000
技能検定料		¥20,000			
一人当たりの コスト	¥227,000	¥2,814,000	一人当たりの コスト	¥217,800	¥1,992,400

帰国航空券を支給しても、一人当たり**82 万円/人年** コストダウンになる

貴社（受入機関）

1. 業務委託契約締結

2. 雇用条件明示書作成

候補者ビデオで絞り込み

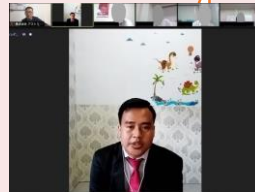
雇用条件を承認した候補者ビデオを提供します。ビデオでは日本語能力を確認し、候補者を絞り込みます。



4. ビデオ選定

応募者情報の提供

5. オンライン面接



オンラインで候補者と面接

ビデオにて絞り込みをした候補者と直接、オンラインで通訳を交わした面接を行います。

7. 在留資格申請手続

在留資格取得

6. ビザ取得資料作成

在留資格認定証明書交付に関する資料回収

在留資格認定証明書交付に必要な書類（約50種類）の資料を準備・作成します。申請後1ヶ月程度で在留資格は交付されます。

8. 来日

3ヶ月ごとの報告書作成

所属する業界の特定技能協議会に入会后、入社以降四半期ごとに受入れ状況に係る届出書等の書類を最寄りの出入国在留管理局入管に提出します。

9. 報告書作成

来日前受入支援業務

来日前に事前ガイダンス、住居確保や生活オリエンテーション、公的手続等の準備を行い、来日後は受入計画書に則り実行します。



（※）最寄の出入国管理局にご持参いただきます。

登録支援機関

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



1. 初期費用（初年度のみ） ¥ 250,000/人（税込価格¥275,000/人）

当会員への下記サービスです。3年間有効です。

- ・採用代行手数料、面接設定、在留資格認定証明書申請手続など、来日までの手続に関する費用

※採用人数は2名以上

2. 登録支援業務委託費（勤務期間中） 19,800円/人月（税込価格¥21,780/人月）

出入国在留管理庁より、在留資格「特定技能」取得者を雇用する企業に課せられた業務を、登録支援機関である弊社が、貴社より委託を受け下記の活動を受託させていただきます。

- （１）届出業務（定期：四半期ごと）**

 - ・受け入れ状況に係る届出書の作成
 - ・支援実施状況に係る届出書の作成
 - ・活動状況に係る届出書の作成

※提出については、企業側でご対応いただきます。

（２）入国直後に実施する業務

 - ・空港出迎
 - ・生活オリエンテーション及び住民登録、金融機関での預金口座開設、携帯電話契約手続（※一部企業側での支援も依頼する場合があります）
 - ・日本語学習に関する機会提供及びアドバイス
 - ・母国語での相談、勤務者に対する母国語での注意・アドバイス業務
 - ・電話による緊急時の電話及び対応業務

3. 2回目以降の在留資格認定証明書交付申請 150,000円/人・回（税込価格¥165,000/人・回）

雇用者が一時帰国後に、在留資格申請に関わる書類準備の支援を行います。
最寄りの出入国在留管理庁に出向き、書類の提出のみ行っていただきます。

- 下記費用項目を含みます。
- ・雇用者への帰国前ガイダンス
 - ・2回目以降の在留資格認定証明書申請書類の作成支援
 - ・帰国期間中の雇用者の状況管理

・ 渡航費について

採用者の日本への渡航費（航空券：片道）については、原則本人負担としております。

ただし、個人で準備できない場合に関しては、給与から一定期間（2－3ヶ月）天引きをしていただくことをお願いするケースがあります。また帰国費用については、基本的に貴社負担をお勧めします。特に期間限定勤務の場合、円満な復職が実施できます。

・ 住居に関して

当初は法人契約にてご用意いただく事を前提としておりますが、もしご用意できない場合は、借上社宅としてご提供いただければと存じます。

また一人ずつのワンルームである必要はございません。2DKや3DK等で個室を確保できるのであれば、問題ないです。

住居費は、日本人社員と同様の金額もしくは補助をご提供ください。

・ 食費に関して

基本的に日本人社員と同様の待遇をご準備ください。

・ 携帯電話、インターネット等

携帯電話は個人契約で問題ございません。また当初はインターネットはWIFIで利用できる環境をご用意いただくことをお勧めします。本国の両親や親族との会話ができる環境を提供いただければ、本人達も安心します。

・ 自動車運転免許証に関して

母国で入国3ヶ月前までに取得した自動車運転免許証は、最寄りの運転免許試験場で切り替えをすることが可能です。

詳しくは運転免許試験場でご確認ください、

・ 周辺環境に関して

休日等に町中に出向く事が可能かどうかを事前に確認されます。その際、交通手段（バス・鉄道）や自転車等の貸与をご検討をお勧めします。

■ 資料内容

以下の資料を無料でご提供いたします。

- ◆【海外人材雇用支援機構】総合パンフレット
- ◆【SEAB】「特定技能(介護)」人材受入れのご案内
- ◆【SEAB】「特定技能」人材活用のご案内
- ◆【SEAB】インターンシップ&サマージョブ活用に関して
- ◆【SEAB】外国籍技術者採用について
- ◆【SEAB】日本語が堪能なサービス・オフィス職採用について



篠崎大司（しのざきだいし）

SEABアドバイザー（大分県担当）

株式会社篠研代表



資料請求先：<https://www.kanjifumi.jp/seab/>
右のQRコードからもお問い合わせできます。

